

資料2 「義務教育教員免許志願者に対する介護等体験実習」実施要領

1. 趣 旨

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員の資質向上及び学校教育のいっそうの充実をはかる観点から、小、中学校教諭の普通免許状取得希望者に関する法令（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」）に基づく介護等体験実習を実施する。

2. 事前指導ならびに申し込み

別府大学・別府大学短期大学部では、介護等体験実習を希望する学生を対象に、事前指導を行っている。事前指導では、介護等体験の意義・目的や実際の介護等体験に関わる技術、心得ておく事柄等に関して、講義や説明が行われる。

学生は、介護等体験実習の事前指導が始まる年度の前年度後期に実施される大学での説明会において申し込みをすることができる。この説明会は1月中旬か下旬に実施される。これに基づいて大学は、「介護等体験実習希望者名簿」を作成し、大分県教育委員会及び大分県社会福祉協議会に一括して提出する。その後受け入れが決定され、各学生に通知される。

3. 介護等体験実習実施期間

原則として、大学3年次・短大1年次の5月から翌年の3月までの間に実施され、特別支援学校で2日間、社会福祉施設等で5日間とする。

4. 介護等体験実習の内容

◆特別支援学校（2日間）

- 障がい児に対する介護、介助
- 遊び等を通しての交流体験
- 運動会等の行事の手伝い
- 教材・教具の作成・整理補助等

◆社会福祉施設等（5日間）

- 高齢者、障がい児等に対する介護、介助、話相手
- 散歩の付き添いなどを通じての交流活動
- レクリエーションや運動会等の行事の手伝い
- 掃除、おむつたたみ等の施設職員の業務の補助
- その他、受け入れ先の社会福祉施設で考えられること

5. 証明書について

各介護等体験実習先で発行された証明書を大学に提出し、卒業年次の免許状申請の際に添付する。